

議 長 日程第10「報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長 それでは、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告をさせていただきます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成21年4月1日より全面施行されております。この法律に定められた健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標の総称で、あわせて公営企業会計の資金不足比率の毎年度の公表が義務づけられておるものでございます。比率がですね、一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定し、県あるいは国への報告が必要となり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなるなどの許可制限があるものでございます。また、財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員からですね、この4つの指標をもとにその算出根拠となる数値を検証し、計数が適正に行われているかどうかを確認して、その結果をですね、財政状況の分析、財政健全化の推進のですね、必要性等について、監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので、ここで議会に報告をさせていただくものでございます。

それでは個別の指標について御説明をさせていただきます。1枚お開きいただき、別紙でございます。1、平成30年度決算に基づく松田町健全化判断比率でございます。単位につきましては、パーセンテージでございます。

まず、表の左からですね、実質赤字比率です。これは一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。いわゆる分母のですね、標準財政規模は、自治体が通常水準の行政サービスを提供するために必要な一般財源を、どの程度持っているかをあらわす指標で、いわゆる町税、譲与税、普通交付税などの合計となるものでございます。本年度30年度につきましては、標準財政規模につきましては29億539万9,000円となっているものでございます。平成29年度の法人税等の増に伴う、いわゆる基準財政収入額の増加によるものでございます。括弧内にあります15%を超えますと、いわゆる早期健

全化団体となります。こちらにつきましては、松田町におきましては、赤字ではなく比率がないものとされるため、横棒という形で表記をさせていただいております。これをですね、黒字に試算しますと、5.11%となる予定でございます。こちらのほうの平成29年度におきましてはですね、県下全てがですね、この比率がないという状況になっているところでございます。

次にですね、連結実質赤字比率でございます。こちらにつきましては、企業会計等まで含めて、全会計を対象とした実質赤字、いわゆる資金不足額の先ほどの標準財政規模に対する全会計の実質収支額の比率でございます。こちらにつきましても、括弧内の20%を超えますと、早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で、赤字は算定されてない状況でございます。こちらにつきましても、黒字を試算しますと25.60%というふうになっております。

続きまして、実質公債費比率でございます。こちらは、地方公共団体の一般会計等が負担する公債費、及び公債費に準ずるものをですね、こちらも標準財政規模に占める割合をあらわしたもので、分子のほうはおおむね償還の元金と利子となるものでございます。過去3年間の平均の値を用いまして、この比率が括弧内の25.0%以上の団体につきましては、地方債の発行に国の許可が必要となり、いわゆる35%を超えますと財政再生団体となります。

松田町におきましては、5.6%と、昨年度比0.1%の減となっておりますところでございます。傾向といたしましては、地方債等の償還が進み、災害復旧事業等の償還の部分が減少したものによるものでございます。ちなみにですね、平成20年度につきましては、この比率は9.0%の状況でございました。そして21年度は9.2%ということで、ここ最近を見ますと、27年度は6.2%、28が5.9%、そして29年度が5.7%というふうなことで、改善されているという状況で報告させていただきます。また、上郡内の状況を見ますと、中井町が2.8%、大井町がですね、これはマイナスという表示になります。1.4%、いわゆる健全化法に基づくマイナス表示となりますので、こちらについてはマイナス1.4%というふうになってございます。山北町が7.3%、開成町は6.2%と聞いているところでございます。

次にですね、将来負担比率でございます。これは普通会計が将来負担すべき

負債のですね、標準財政規模に占める割合のものでございます。いわゆる地方公共団体のですね、一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に占める割合をあらわしたものでございます。こちらにつきましても、括弧内の350%を超えますと、財政再生団体となりますが、松田町については61.7%となっております。こちらは、昨年度比につきましては4.9%の増となっております、主な増額の理由につきましては、いわゆる地方債の現在高といたしまして、いわゆる町営住宅建設事業や、地方創生事業の大型公共事業に係る地方債の影響によるものでございます。

こちらにつきましても、松田町におきましては平成19年度にですね、110.1%ということと、平成20年度では105.0%という数字が上がっております。ここ最近の平成27年度は68.6%、そして平成28年度が65.8%、29年度が56.8%となっている状況でございます。近隣のデータとしましては、中井町、大井町は充当可能財源が将来負担額を超えており、数値としてはですね、これも法律に基づきまして、いわゆるマイナス表示ではなく横棒として表記をさせていただいているものでございます。山北町が57.6%、開成町が28.4%と、今聞いているところでございます。

そして最後に2つ目のですね、平成30年度決算に基づく松田町の公営企業の資金不足比率でございます。ごらんのとおりですね、松田町の下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、上水道事業会計におきましては、資金不足はありませんので、横棒として報告をさせていただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料を添付させていただきました。こちらにつきましては、財政健全化法の規定によりですね、監査委員の審査に付したもので、その審査意見書として添付させていただきましたので、後ほど御高覧をお願いしたいと思います。

以上、説明及び報告を終わりにさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 直接ですね、この報告に係るものではありませんけれども、この別紙の2のところですね、公営企業の資金不足比率という欄があります。その中にです

ね、基本的にはこの上ですね、特別会計につきましては、一般会計からの補填がありますのでですね、例えばそれをない場合の資金不足比率というような表記というのがですね、今後の2特別会計についての考察をする上では必要ではないかなというふうに思いますので、お考えをお伺いをしたいのとですね、あと1点、ちょっとこれに類する部分で、いまだ松田町におきましては、公会計の決算の状況というのが報告されておられません。それにつきましては、現在どのような状況になってるのか。以上2点、よろしくをお願いします。

政策推進課長　　まず1つ目のですね、公表という、この財政健全化法に基づく記載の方法というのがございますので、これは国・県と確認をした上で調整をさせていただきたいと思います。なおですね、この企業会計につきましては、いわゆる資金不足比率といひまして、資金の不足額に対し事業規模をですね、それぞれの法適用の企業と、非法適用の企業に対して試算をしておりますので、それに基づきまして一般会計を抜く指標が好ましいかどうかというのも含めてですね、ちょっと調整をさせていただきたいというふうに思います。

それと、新公会計の関係なんですが、固定資産税台帳のほうがですね、ようやくまとまりまして、固定資産台帳のほうがまとまりまして、これを踏まえて早急に今、分析をし、公表する手配に入っているところでございます。以上です。

3 番 井 上　　大体公表をされるという時期がわかればですね、お知らせ願いたいと思います。

政策推進課長　　細かい今、分析をしております。これは人的なもの、一部委託にかけているものもございますので、できれば9月の半ばぐらいまでには公表していきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

議 長　　ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。